

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人S会

原告準備書面(9)

2016年10月20日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中谷雄二

同 森田 茂



本準備書面では、被告第6準備書面ないし同第8準備書面記載の積極主張の部分について、再反論するものである。ただし、これまでの主張と完全に重複する部分については省略する。

第1 被告第6準備書面に対する反論

1 実質的平等

被告は、原告の主張する「障害」という概念が一義的でなく、「障害を持たない人」という前提を仮に「就労条件に大きな制限がない人」と想定し得るとしても、個々人の能力、職種、稼働実績、現実収入、将来の就労可能性は個々人によって異なるので、逸失利益を一律に決めるのはかえって実質的平等に反するという趣旨の主張をしている(2頁9行目~17行目)。

しかし、このような被告の主張こそが、まさに原告が指摘する「人間は金を生み出す機械である」とみる考え方に基づくものであり、その不合理性に

については、原告準備書面（7）で詳述したとおりである。

本来、人間の生命は金銭に換えることはできないものであり、かつ、生命の価値が平等であることからすれば、原告の主張する損害賠償の定額化こそが憲法第14条の保障する法の下での平等にも合致する。

2 死亡慰謝料

- (1) 被告は、死亡慰謝料に関し、交通事故のように日々発生しているとは言えない事故類型における施設利用契約に基づく債務不履行を理由とする損害賠償の場合に、ただちに青本基準が適用されるとはいえないと主張する（3頁4行目～6行目）。

確かに、本件は交通事故ではない。ただし、交通事故が何の契約関係にもない第三者から偶発的に受けた加害行為の問題であるのに対し、本件事故は元々契約によって亡早亨の生命身体を保護する義務を負っていた被告の過失により引き起こされた加害行為の問題である。そのことからすれば、むしろ、死亡慰謝料は青本の基準より高く算定されてしかるべきである。

- (2) また、被告は、仮に無断外出につき被告の過失が認められるとしても、死亡に至る直接の原因（窒息に至るまでドーナツを口に詰め込んだ行為）は被告の積極的過失に基づくものではなく、このことは死亡慰謝料の算定にあたって考慮すべきと主張する（3頁7行目～12行目）。

しかし、これまでも述べてきたとおり、亡早亨は食事の際に他の入所者の食べ物を盗食してしまうことが度々あったので、毎年作成される支援計画書の中の支援目標には「他者の食事に興味を持たず落ち着いて食事をできるようにする。」との記載があった（乙9の2頁、同13頁、同18頁）。また、過去には亡早亨は無断でコンビニに行ってお菓子を無銭飲食をしたこともあった。このように、亡早亨は食べ物に強い執着があることを示す行動を繰り返していた。よって、亡早亨が無断外出をすれば食べ物のある場所に行く可能性は極めて高い。このことを被告側も十分認識していたことは、亡早亨が

無断外出したことが分かったとき、職員らがかつて亡早亨が無断飲食をしたコンビニに探しに行っていることから分かる。

また、早亨は常日頃から、自分1人で食事をさせると一気にたくさんの食べ物を詰め込んでしまう「駆け込み喰い」の癖があったことは下記のとおり行動記録にも記録されている。

・「カツ丼やパンなどを（中略）かき込むように食べてしまう」

（乙10の182頁4月13日の欄）。

・「（亡早亨が）パンを3つも食べたと言うため（中略）SY 支が口内に手を入れパンを掻き出す。」（乙10の261頁10月5日の欄）

・「（炭酸水を）一気に飲もうとするので、少しずつ飲めるように介助する。」（乙10の284頁11月27日の欄）

そして、食事の際には、必ず支援員が食事を小鉢に一口分ずつ取り分けて亡早亨に与えていたことは毎年の支援計画書や行動記録にも記載されており争いのない事実である。

よって、亡早亨が自分1人で食べ物を食べれば「駆け込み喰い」をしてしまい咽に食べ物をつまらせてしまう可能性も大である。

このような事情からすれば、亡早亨が無断外出をしてしまえば、それだけで亡早亨が食べ物のある場所に行き食べ物を喉につまらせてしまう高度の危険性があったのである。よって、ドーナツを口に詰め込んだ行為について被告の積極的過失はないという事情は、何ら死亡慰謝料の算定にあたって考慮されるべきものではない。

(3) 被告は、施設利用契約に基づくとはいえ本件事故に至るまでその生活を全面的に支援していたのであり、かかる事情も慰謝料算定にあたって考慮されるべきと主張する（3頁13～17行目）。

しかし、被告の行為は契約上の義務を履行したに過ぎない。しかも、契約上の義務すら十分に履行していないことは、すでに述べたとおりである。

よって、このような事情も慰謝料算定にあたって考慮されるべきものではない。

第2 被告第7準備書面に対する反論

1 「行動障害の予防義務」

被告は、当時、亡早亨が医師の診断書または公的な資料において「行動障害」ないし「強度行動障害」とされていたことは知らないし争うとし（3頁8～10行目）、「行動障害の予防」までが本件契約上の義務となっていたことも争っている（3頁13～14行目）。

しかし、すでに原告準備書面（6）及び準備書面（8）で詳論したように本件の被告に法律上も契約上も少なくとも行動障害を予見し適切な対応をする義務があったことは明らかである。

2 平成21年10月8日保護者面談記録（乙7の137頁～139頁）

（1）被告は、原告の主張について、施設での尿失禁の原因が亡早亨のイライラにあったかのような引用は不適切であると主張する（5頁11行目～6頁1行目）。しかし、以下の理由から、被告の批判はあたらない。

記録を見ると、SY 支援員が母に対しお漏らしの原因について「季節の変わり目って言うのもあると思いますが。自宅ではお漏らしはありますか？」

（乙7の39の1枚目本文7行目～8行目。この時点ではパンツや靴下の話は出ていない）と質問したのに対して、母は亡早亨がお漏らしをするとパンツや靴下を脱ぐことや服を破ることを説明した上で最後に「イライラしているとそういうことをやる。原因はないと思います。先ほど言われた季節の変わり目が影響していると思います。」（乙7の39の1枚目本文14行目～15行目）と答えている。つまり、SY 支援員がお漏らしの原因である可能性があるものとして言及した「季節の変わり目」という言葉が母の説明の最後にも再び出てくるのである。そのことからしても、（パンツ、靴下、服

などの話も出てくるが) このSY 支援員と母の会話における中心的な関心事はあくまでもお漏らしの原因であることがわかる。

よって、母の「本人がイライラしてしまうんだと思います。何かイラッとしてそのような行為をするんだと思います。」との部分(乙7の39の1枚目本文9行目～11行目)の「そのような行為」とはパンツを脱いでしまう行為のみを指すのではなく、お漏らしをしてパンツが濡れるとパンツを脱いでしまうという一連の行為を指しているものと考えられる。

よって、被告の主張はあたらない。

(2) また、被告は、尿失禁に関する母親の発言に対する応答がないという原告の主張は誤りであると主張している(6頁1行目～5行目)。

しかし、記録を詳細に見ると、上述の通り、尿失禁について母が詳細に説明したにもかかわらず、これに対しSY 支援員は、「少なくなってきました。」との現状は述べているが、今後の具体策については何も触れず、一方的に話題を睡眠の話に移している。まるで尿失禁の話題を早く終わらせたいかのようにさえ思われる。このようなSY 支援員の対応を「応答がない」と評価するのは適切である。

(3) また、被告は、一度に食事をかき込んでしまうことも改善されていることが述べられているにもかかわらず、その前の部分だけを引用するのは不適切であると主張している(6頁10行目～7頁2行目)。

しかし、これまでの主張において被告は亡早亭がドーナッツを口につめこんで喉につまらせることについて予見可能性はなかったと繰り返し述べている。このことを踏まえて、原告は被告の管理者であるHR 職員自身が亡早亭の駆け込み食いについて言及していることを指摘したのである。その続きの部分で確かに詰め込み食いについての施設内での対応方法が述べられているが、そのことは駆け込み食いに対する被告の予見可能性を左右するものではない。よって、そのような重要ではない部分についてまで原告が言及しなけ

ればならない理由はない。

3 平成24年3月22日保護者面談記録（乙7の129頁～130頁）

HR職員は、生活リズムを崩すような急な外出は控えて欲しい旨伝えているのであり、家族に責任を押しつける趣旨ではないと主張している（8頁12行目～22行目）。しかし、この批判もあたらない。

被告も述べる通り、面談記録は全発言をそのまま記録したものではなく、記録された発言だけでは分からないこともある。そのことは原告も認める。

ただ、そのことを前提に述べてよいのであれば、記録には十分にあらわれていないが、HR職員の母に対する態度は常に極めて高圧的であった。原告が指摘したHR職員の発言部分にわずかにそのことがうかがわれるが、実際には、悪いことの責任を常に家族に押しつけようとする強い態度であった。

このように、面談記録の解釈において実際の事実に近いのは原告の主張であり、被告の解釈は事実とは全く異なるのである。

第3 被告第8準備書面に対する反論

1 厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準」

被告は、上記省令に、施設の施錠や入退出の管理にかかる規定は設けられていないと述べ、（緊急やむを得ない場合を除き）「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。」との規定の存在に言及している（2頁13行目～18行目）。

しかし、上記規定は、何もしなくてもよいという話ではない。施設入所者の生命・身体の安全が確保されていることが当然の前提となっている。施設を運営するものが入所者の生命・身体の安全を確保する義務を負うのは当然のことであり、上記規定はその義務を免除するものではない。

2 行動障害の支援

(1) 被告は、行動障害を持つ利用者に対し、状況の把握、分析、原因となる要素の除去等の適切な支援を行っているという趣旨の主張をしている（4頁8行目～17行目）。

しかし、亡早亨の行動記録を見る限り、適切な支援はやっていない。状況の把握が十分でない上に、分析と原因となる要素の除去についてはほとんどなされていない。そのことは原告準備書面（8）において詳細に述べたとおりである。

(2) また、被告は「原告は、適切な支援さえ行われていれば行動障害が改善され軽減に向かうかのような主張を行うが、同主張は行動障害の実態を適切に理解していない。」と主張する（4頁下から2行目～5頁2行目）。

しかし、原告の主張は、客観的な記録や文献での報告例に基づくものであり、主観的な考えを述べているのではない。

また、原告は、改善される可能性があるにもかかわらず被告がその可能性を追求していないことを指摘しているのであって、誰でも必ず改善するとの極論を述べているのではない。

よって、被告の批判はあたらない。

3 予見可能性

(1) 被告は、本件事故の前年度、および本件事故の直前には亡早亨の状況は相当落ち着いており、被告にとって予見可能性がなかったと主張する（8頁13行目～16行目、11頁15行目～18行目も同旨）。

しかし、亡早亨が相当落ち着いていたとの主張は客観的な根拠に基づいていない。

まず、当日の亡早亨の行動については、失禁をして靴下をぬらしてしまったこと、天使の扉と食堂を行き来していたこと（乙10の336頁）は争いのない事実である。よって、事故当日、亡早亨が「相当落ち着いていた」とは到底言えない。

また、被告が言うように前年度から本件事故日までの期間をみても、平成24年4月1日のアセスメントシート（乙7の79頁）、平成24年9月30日のモニタリング記録（乙7の83頁）にも日中活動中に尿失禁してしまうことが記録されている。もちろん、部分的には亡早亨の行動で改善されたものもある。しかし、それらの事実から、無断外出をしないと思われるほどに「落ち着いていた」とは到底言えない。

- (2) また、被告は、「亡早亨のみならず他の入所者も、外の様子や出入りする人の様子を窺おうと天使の扉の前に立っていることはよくあったし、亡早亨も、このような行動に出たことは事故当日が初めてではなかった。」（10頁2行目～4行目）、「実際に亡早亨が施設から無断外出したこともなかったことから、こうした行動が問題行動であるとはいえない。」（10頁9行目～10行目）「本件事故までに、**H**において利用者の無断外出による事故が発生したことはなかった。」（10頁12行目～13行目）などとして、要するにこれまでは問題が生じなかったことから亡早亨の無断外出については予見可能性がなかった旨の主張を繰り返している。

しかし、通常時も天使の扉が常に開放された状態だったにもかかわらずこれまで問題が生じなかったということであれば被告の主張も理解できるが、亡早亨（あるいは他の入所者）がこれまで無断外出をしなかったのは、天使の扉が閉まっており外出しようとしてもできなかったからにすぎない。本件事故当時に天使の扉は開いていたのであるから、被告の主張は重要な前提を欠いている。

- (3) また、被告は、当日の経過を説明した上で、無断外出の上、アピタへ行きドーナツを無銭飲食して窒息することは、到底予測不可能と主張している（11頁19行目～12頁4行目）。

被告が当日の経過を細かく主張する趣旨は、要するに亡早亨がいなくなったことに気付いた施設職員はすぐに亡早亨の搜索を開始したが、短時間で亡

早亨が窒息をしてしまったので間に合わなかったということのようである。

しかし、問題はそこではない。本当の問題は、SY 支援員がその場を離れた後、亡早亨を誰もみていない状況ができてしまったことと、そして、そのとき天使の扉が開いていたことである。本件の問題点を深く論じるのであれば、誰もみていない状況ができてしまったことについては、SY 支援員が声をかけた他の職員が具体的にどのような行動をとっていたのか、天使の扉が開いていたことについては、扉が開いていた理由や時間などを明らかにする必要がある。にもかかわらず、これらの問題点に触れることなく、亡早亨が無断外出した後の対応についていくら論じても意味がない。無断外出に気付いてからでは、いくら迅速に対応したとしても手遅れなのである。

また、被告の主張は予見可能性の意味を不当に狭めている。原告は、亡早亨の行く場所が「アピタ」で、口に入れるのが「ドーナツ」であることまでの具体的な予見可能性を論じているわけではない。「食べ物のある場所」に行き「食べ物」を口に入れることについて予見可能性があったと主張しているのである。上述の通り、これまでの亡早亨の行動からすれば、無断外出をしてしまえば、それだけで亡早亨が食べ物のある場所に行き食べ物を喉につまらせてしまう高度の危険性があったのであり、被告にはその予見可能性は十分あった。

第4 まとめ

以上の通り、被告の主張は、何ら被告の責任を減免する理由にはならない。

以上